

パブリックコメント手続実施要項

作成日:令和5年(2023年)7月14日

案件の名称	「箕面市人権のまち推進基本方針」改定素案	
パブリックコメント手続実施の目的	箕面市人権のまち推進基本方針の時点修正について、改定素案を公表し、意見を募集します。	
実施部局名	人権文化部 人権施策室	
(問い合わせ先)	人権文化部 人権施策室 (電話:072-724-6720)	
パブリックコメントの対象となる資料	「箕面市人権のまち推進基本方針」改定素案	
参考資料	現行「箕面市人権のまち推進基本方針」	
閲覧方法と閲覧場所	<p>(1) 市ホームページ (http://www.city.minoh.lg.jp/jinken/pub_come.html)</p> <p>(2) 人権文化部人権施策室(稲 1-14-5、箕面市役所第三別館)</p> <p>(3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 12 番窓口)</p> <p>(4) 豊川支所、止々呂美支所</p> <p>(5) みのおライフプラザ</p> <p>(6) 西南生涯学習センター</p> <p>(7) 中央・東・桜ヶ丘・西南・小野原・船場図書館</p> <p>(8) らいとぴあ 21</p> <p>(9) みのお市民活動センター</p> <p>※(2)から(5)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで</p> <p>※(6)から(9)は、各施設の開館日、開館時間中</p>	
意見等の提出期間	令和5年(2023年)8月1日(火)から 31日(木)まで (郵便の場合は必着)	
意見等の提出方法	<p>次のうちいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 閲覧場所の窓口への提出</p> <p>(2) 郵便による送付</p> <p>(3) ファクシミリによる送付</p> <p>(4) 電子申請システム(LoGo フォーム)による送付</p> <p>※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)</p>	<p>LoGo フォーム QRコード</p> 
意見等を提出できるかた	<p>(1) 本市にお住まいのかた</p> <p>(2) 本市に事務所又は事業所がある事業者</p> <p>(3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた</p> <p>(4) 本市にある学校に在学しているかた</p> <p>(5) 本市に対して納税義務を有しているかた</p> <p>(6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体</p>	

<p>意見等を提出する際の 必要記載事項</p>	<p>(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分</p>
<p>提出された意見等及び 市の考え方の公表方法</p>	<p>「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 公表期間:令和5年(2023年)10月を予定。 ※意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。</p>
<p>備考</p>	<p>人権文化部 人権施策室 住所 〒562-0015 稲 1-14-5 箕面市役所第三別館 TEL 724-6720 FAX 725-8360</p>

箕面市人権のまち推進基本方針

改定素案

重点課題

基本理念

人権尊重の理念の普遍化をめざし、全ての分野で人権尊重を基礎とした行政施策を進めるため、既存の基本方針を令和5年度(2023年度)に時点修正した。今後は社会の変化が大きいため、5年程度をメドに改定すべきものとする。

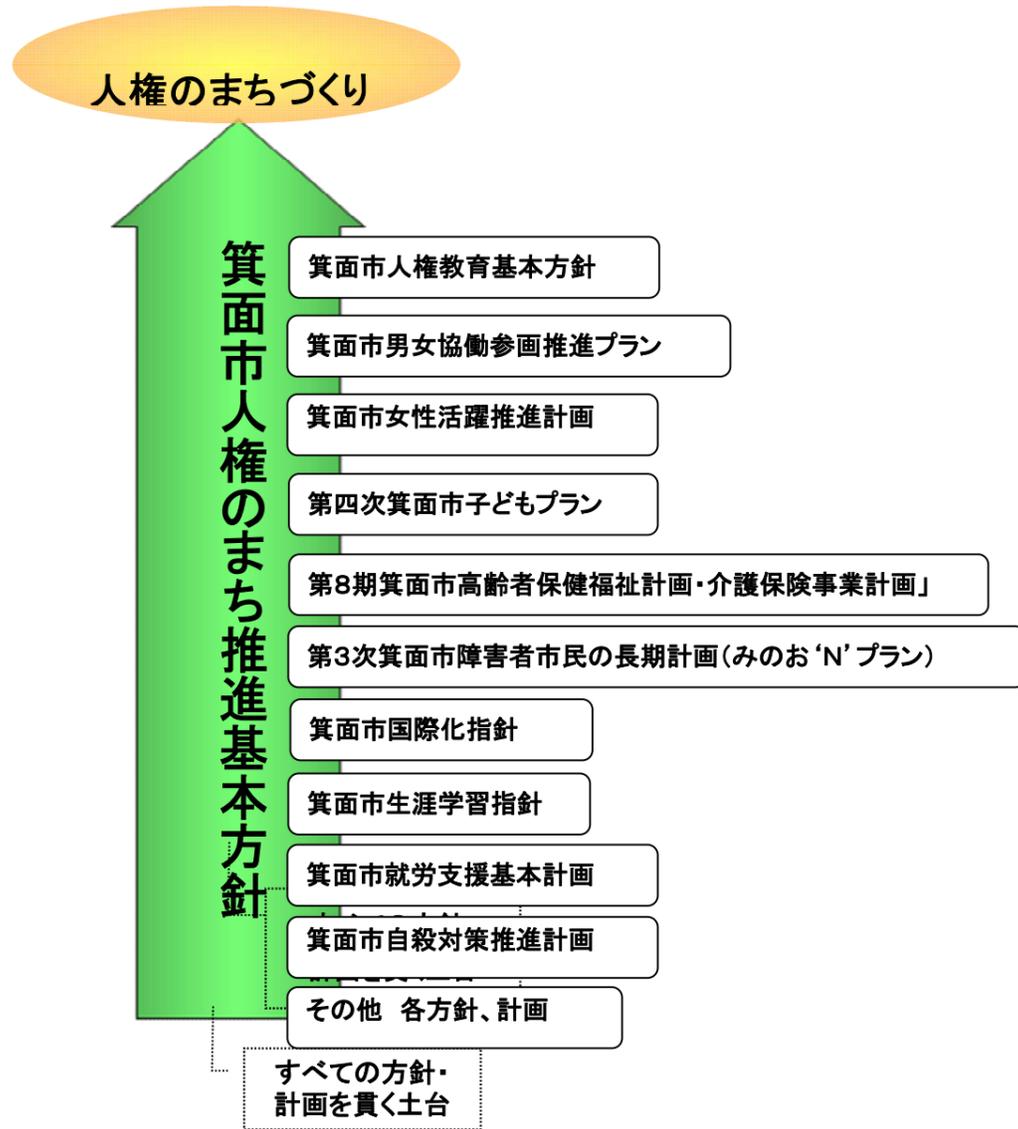
この方針の性格

平成22年度(2010年度)に策定した「人権のまち推進基本方針」の骨格を基本的に変えないで、必要部分を増補して改定したもの。

策定経過

- 令和3年度(2021年度)から箕面市人権施策審議会においてヒアリングも含め議論を重ね、意見具申を得た。
- この意見具申をもとにして庁内照会などを進めて素案を作成し、パブリックコメントを経て策定したもの。

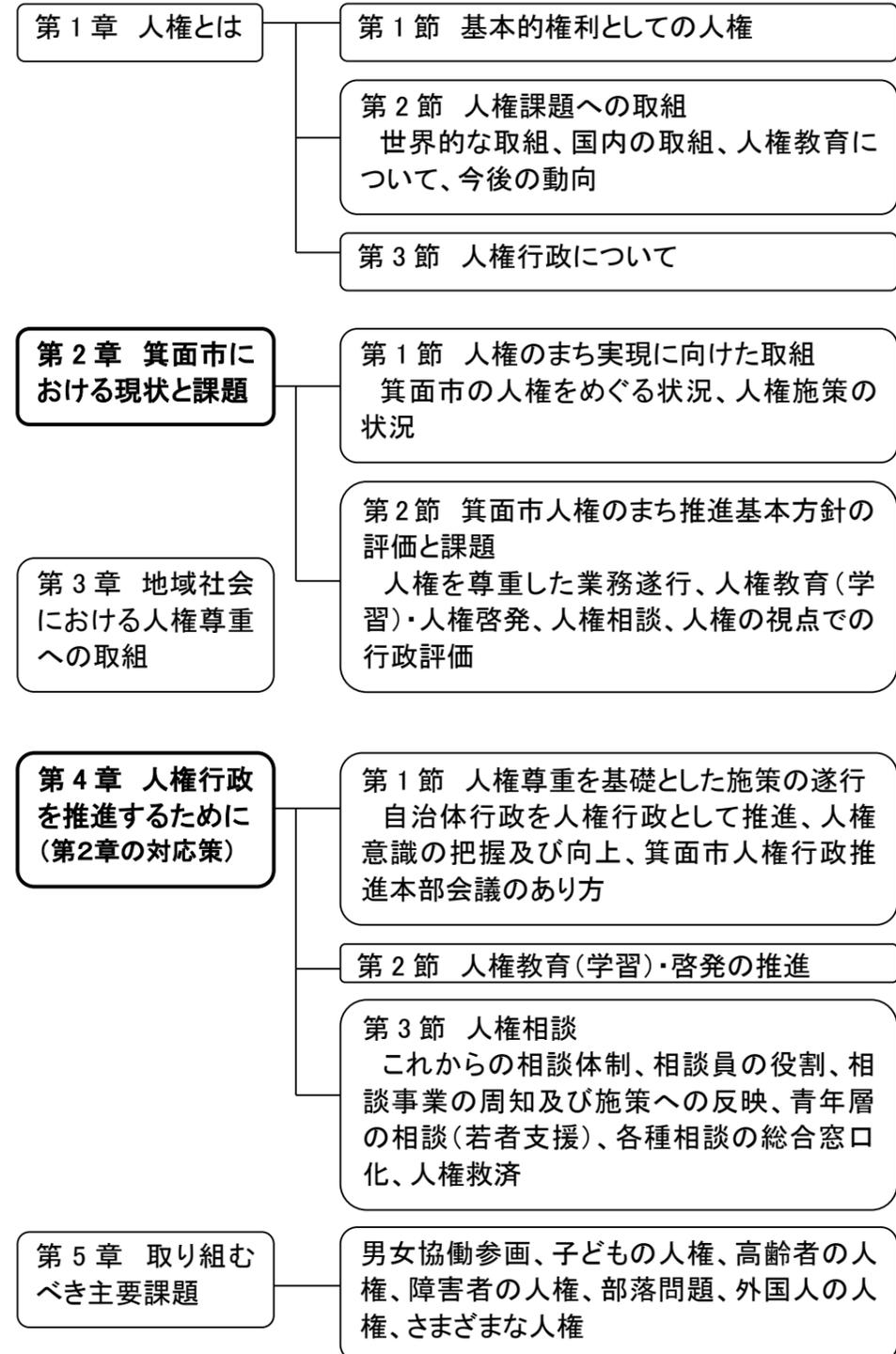
イメージ図



実施計画

箕面市人権行政推進本部会議の専門部会の開催要領を、年度毎に定め、実施計画に当たるテーマやメンバーを決めて、具体的事業を進める。

この方針の構成



1. 人権行政の推進

- ①人権文化部を企画調整部門としてより明確に位置づける。
- ②本部会議の人権行政研究会において、「ヒューマン・ライツ・レポート」として、毎年テーマを決め、若手職員による関係団体取材、冊子編集などをしてきた。目的は、①市民と職員が共通認識に立ってお互いの情報を共有すること、②人権文化部と各部局が連携して課題解決するための連携強化、職員の人権意識の把握及び資質向上、③活動成果としてできた資料を市民向け人権啓発に活用すること。
- ③相談対応のノウハウの蓄積や共有化に向けた、要連携生活相談システムの活用方策、相談事例研究会の開催やケースワークの研修などの検討。

2. 新規追加項目

- ①新型コロナウイルス感染症については、医療機関等の従事者、家族、学校関係者、勤務先への差別的言動、職業・国籍・居住地を理由にした誹謗中傷、ネットの書き込みや報道などが問題となった。
- ②諸課題に通底するものとして、ネットの普及に伴う人権侵害・プライバシー侵害がある。遺伝子工学やAI利用などの問題もあり、人権の視点から科学技術を慎重にとらえ直し、国の動向を注視して対応が必要。
- ③就職困難者の雇用・就労促進を目的とした、委託や指定管理における総合評価落札方式について、女性活躍推進法の趣旨を含め、「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する動きを反映させる検討。
- ④犯罪被害者等支援条例を令和5年度(2023年度)から施行、国及び府との適切な役割分担により、総合的支援を進める。

目 次

はじめに	3
第1章 人権とは	3
第1節 基本的権利としての人権	3
第2節 人権課題への取組	
(1)世界的な取組	4
(2)国内の取組	5
(3)人権教育について	6
(4)今後の動向	6
第3節 人権行政について	6
第2章 箕面市における現状と課題	6
第1節 人権のまち実現に向けた取組	
1. 箕面市の人権をめぐる状況	7
2. 人権施策の状況	7
第2節 箕面市人権のまち推進基本方針の評価と課題	
(1)人権を尊重した業務遂行	
①職員の人権研修	8
②横断的推進体制及び総合調整部局の整備	8
(2)人権教育(学習)・人権啓発	8
(3)人権相談	
①相談体制の充実	9
②窓口体制の見直し	9
③相談員の資質向上	9
④相談情報の共有体制	9
⑤相談事業の広報充実	10
⑥人権侵害・差別の法規制	10
⑦警告、氏名公表等の検討	10
⑧実効性ある相談システム検討	10
(4)人権の視点での行政評価	10
第3章 地域社会における人権尊重への取組	10

第4章 人権行政を推進するために	11
第1節 人権尊重を基礎とした施策の遂行	
1. 自治体行政を人権行政として推進	11
2. 人権意識の把握及び向上について	11
3. 箕面市人権行政推進本部会議のあり方	12
第2節 人権教育（学習）・啓発の推進	12
第3節 人権相談	
1. これからの相談体制	13
2. 相談員の役割	14
3. 相談事業の周知、及び施策への反映について	14
4. 青年層の相談（若者支援）について	14
5. 各種相談の総合窓口化	15
6. 人権救済について	15
第4節 人権の視点での行政評価	15
第5章 取り組むべき主要課題	
1. 男女協働参画	16
2. 子どもの人権	17
3. 高齢者の人権	17
4. 障害者の人権	17
5. 部落問題	18
6. 外国人の人権	18
7. さまざまな人権	19
資料	
1. 箕面市人権のまち条例	21
2. 箕面市人権施策審議会・開催経過	22
3. 箕面市人権施策審議会・委員名簿	23
4. 箕面市人権行政推進本部会議設置要綱	23
5. イメージ図	27
6. 別図	28
用語解説	30

はじめに

箕面市では平成11年(1999年)に「箕面市人権施策基本方針」、平成17年(2005年)には箕面市人権のまち推進基本方針(以下、「基本方針」)をそれぞれ策定し、人権行政の確立に向けて方向性と具体的な課題を設定してきました。

この間、平成15年(2003年)には「箕面市人権のまち条例」を制定し、その第5条で「箕面市人権施策審議会」の設置を規定しました。この審議会からいただいた答申に基づき、平成23年度(2011年度)からの基本方針を定め、施策を進めてきました。

日本国憲法を引くまでもなく人権とは、誰もが生まれながらにして持ち、地球上のあらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利で、人間らしく生きるために必要なものです。人権の尊重は平和の基盤であり、それを普遍化し、定着させる努力が世界各国で永年にわたり続けられています。このような人権尊重の理念の普遍化をめざして、すべての分野で人権尊重を基礎とした行政施策を推進する観点から、先述の基本方針は終期を定めないものとししました。

しかしながら、10年以上経過する中で社会的状況も変化し、新たな法令や制度も加わったため、令和5年(2023年)7月に人権施策審議会の意見具申を得て、これを尊重しながら、このたび重点課題を中心に、時点修正や増補を図ったものです。

今回、策定する基本方針についても終期は定めませんが、社会の変化が大きいことから考えて、従来のように5年程度をメドに改定すべきものとしします。なお、基本方針に基づく具体的な実施計画については、本文中で述べます。

第1章 人権とは

第1節 基本的権利としての人権

ヒューマン・ライツ (Human Rights) の訳語である人権については、1948年の世界人権宣言などの日本語への翻訳をきっかけとして、国内のさまざまな人権関連法令などにも一応の定義づけが行われてきました。例えば、平成14年(2002年)3月、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

(第3章 人権教育・啓発の基本的在り方 1. 人権尊重の理念)

と述べています。

箕面市においても、平成17年(2005年)3月に策定した基本方針で、人権について

誰もが生まれながらにして持っている権利であり、国籍・性別・出身・経歴などを問わず、地球上のあらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利であり、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えているものであるだけでなく、私たち一人ひとりがかげがえのない存在として主体的に生きること、すなわち人間としての尊厳が尊重される権利です。

と説明しました。同時に同方針では平成15年(2003年)に実施した「箕面市民の人権に関するアンケート調査」の結果を基に、

未だ市民の中で権利とは何かということが明確にとらえきれないため、そのことへの認識が不十分であり、誰もが権利行使の主体であるという認識を深めていくためには、もう一度人権の概念とそのとらえ方を見つめ直し、そのうえで新たな人権問題に対する視点を示すことが求められているのです。

とも述べています。

平成21年(2009年)に実施した「箕面市民の人権に関するアンケート調査」報告書においても、人権の概念に対する理解が不十分であり、未だ共通の認識が生まれていないという調査結果が出されていますが、このような状況は箕面市だけの問題ではなく、日本の社会全体の問題でもあります。

「人権は差別を受けている人の問題であり、自分自身とは関係のない問題」と考える風潮は依然として残っており、行政においても「自治体行政=人権行政」という認識は十分とはいえません。

内閣府による子ども・若者育成支援の会議や白書等では「社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けるため、社会形成・社会参加に関する教育(シティズンシップ教育)を推進することが必要」とされています。人権を構成している「権利、自由、生存、個人、平等、幸福追求」などといった個々の概念を、日常生活の中で現実感を持った共通のことばとして国民の中に定着させ、そのための活動を進めることが必要です。

第2節 人権課題への取組

(1)世界的な取組

平成23年(2011年)の基本方針策定後、下記のような条約類が締結されています。

締結年	条約名
2014年	ハーグ条約批准(略称、*1)
2017年	人身取引議定書(略称、*2)
2014年	障害者の権利に関する条約(選択議定書を除く、*3)

障害者権利条約の締結に伴い、障害者差別解消法などの法整備が進められ、令和3年に改正され、合理的配慮は国や自治体のみならず、企業においても義務化されました。

2019年「人権教育のための世界計画：第4フェイズ行動計画」が国連人権理事会で日本も共同提案国となって採択されました。この第4フェイズ行動計画(2020～2024年)は「青少年のための人権教育」がテーマです。

また、平成27年(2015年)からは、持続可能な開発目標(SDGs)(*4)の取組が各分野で進められているほか、ビジネスと人権に関する指導原則(*5)への対応も始まっています。

(2)国内の取組

平成23年(2011年)の基本方針策定後、下記のような国内の動きがあります。

施行、改正年	法律名
平成23年 (2011年)	府部落差別調査等規制等条例改正
平成24年 (2012年)	障害者虐待防止法施行、国際人権規約(社会権規約)留保一部撤回(高等教育の無償化について)
平成25年 (2013年)	障害者差別解消法制定・いじめ防止対策法施行
平成26年 (2014年)	子どもの貧困対策法・ハーグ条約実施法施行
平成27年 (2015年)	女性活躍推進法施行、文科省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」通知、府「差別のない社会づくりのためのガイドライン」策定
平成28年 (2016年)	障害者差別解消法・ハイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法・再犯防止推進法施行
平成29年 (2017年)	多様な教育機会確保法施行
平成30年 (2018年)	政治分野の男女共同参画推進法・障害者文化芸術活動推進法施行
令和元年 (2019年)	出入国管理及び難民認定法改正、アイヌ施策推進法施行、府人権条例改正、府性の多様性理解増進条例・府ハイトスピーチ条例施行
令和2年 (2020年)	労働施策推進法等の改正、新型コロナウイルス対策特措法施行、府パートナーシップ宣誓証明制度開始
令和3年 (2021年)	府人権施策推進基本方針改正
令和4年 (2022年)	刑法改正(侮辱罪の厳罰化)、AV出演被害防止・救済法施行、府ネット上の人権侵害のない社会づくり条例施行、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定(令和6年度施行)
令和5年 (2023年)	こども基本法・LGBT理解増進法施行、こども家庭庁発足、府在日外国人施策に関する指針改正、

(3)人権教育について

本市では、平成12年(2000年)に「箕面市人権教育基本方針」を策定、平成23年(2011年)にはこれを改定し、人権教育の推進を図ってきました。学校園所では、この人権教育基本方針に基づき、それぞれの実態に応じた人権教育・人権保育の推進とともに、箕面市人権教育研究会や箕面市外国人教育研究会の活動への参画、地域の教育関係団体やNPO等との連携など、より総合的に人権教育についての取組を進めてきました。なお、令和5年度(2023年度)末には、人権教育基本方針を再度改定する予定です。

(4)今後の動向

今後、さまざまな人権擁護をめぐる法整備が進められる可能性があります。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行のほか、DV防止法も改正され、離婚後の共同親権の導入、そして外国人市民については、技能実習制度や在留資格の見直しなどが検討されています。

地方自治体では、三重県・国立市・川崎市などで人権に関する新たな条例制定があり、相模原市でもその検討が進められています(R5.4.現在)。

これらの背景として、情報技術の急速な進展、SNSの普及、AI技術の高度化などにより、社会のあり方、教育のあり方、人間どうしのつながりのあり方にも大きな変化が進行しつつあります。例えば、SNSの急速な普及は、人と人との交流を今までとは全く違ったレベルで推し進めることになりましたが、同時に多様性を認め合うのではなく、意見や価値観の違う人たちによる社会の分断が進んでしまうという結果になりつつあります。

また、インターネット上では、AI(人工知能、Artificial Intelligence)による生成技術の展開も含めて、事実の確認できない情報が飛び交い、個人に対する悪質な誹謗・中傷が今まで以上に横行するようになりました。このような社会全体の変化をどのように読み解くのか、社会の分断を克服した未来をどのように見通すのかが、喫緊の課題となっています。

第3節 人権行政について

地方自治体、地方行政の基本的原理は、市民的権利と自由、市民自治、公共の福祉の確立であり、この考えを大切にして人権行政を進めます。

第2章 箕面市における現状と課題

令和3年度(2021年度)「箕面市市民満足度アンケート調査」では、約3割の市民が自他の人権が尊重されていないと感じた場面があったと回答しています。

令和 2 年（2020 年度）の大阪府による「人権問題に関する府民意識調査」では、いずれの人権問題も認知度は前回の調査を上回っており、特に「性的マイノリティの人権問題」は、前回から 30 ポイント以上、向上しています。特に人権上の深刻な問題と考えるものは、「子どもの人権問題」が 54%と突出、「パワハラ」「ネット上での誹謗中傷」「ヘイトスピーチ」「コロナ差別」に関しても、90%を超える人が人権上、問題があるとされています。

第 1 節 人権のまち実現に向けた取組

(1) 箕面市の人権をめぐる状況

平成 26 年(2014 年)、大阪市内の宅地建物取引業者を名乗る男性が市役所を訪れ、「戸建住宅の建替えを予定している場所があるが、そこは同和地区か」と職員に尋ねたため、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（以下「部落差別調査等規制等条例」）などを遵守するよう伝え、大阪府に通報しました。

平成 28 年～29 年に、市立図書館の本やトイレ、障害者差別や部落差別に当たる落書きが連続して行われる、悪質な事件が発生しました。その後も残念なことに、市内の障害者事業所に対する差別落書きやネット上の差別書込みが起っています。人を差別したり誹謗中傷する落書きは、心を傷つける卑劣で重大な人権侵害です。また落書きは器物損壊の罪にあたり、処罰の対象になります。

また、施設やグループホームと地域との摩擦、施設コンフリクトといわれる近隣住民による開設反対運動が発生しており、開設について地域住民の同意を求めることはなくとも、説明や啓発の方策が必要とされています。(*6)

本市では、平成 14 年(2002 年)に西部地域において、精神障害者地域生活支援センター（パオみのお）に対する移転反対運動が起きました。そして、令和元年(2019 年)以降も、中部・東部地域での障害者グループホームの開設に当たり、再び近隣住民から反対の声があがっています。

その他、個別の人権課題については最終章で詳述しますが、2019 年の入管法改正に伴う外国人労働者の増加¹に関していえば、今後、地域共生社会の取組が、ますます重要となってきます。

これら諸問題の共通基盤となり、大きく動向を左右するようになったものがインターネットです。SNSなどでの人権侵害はもはや看過できないものとなり、上記のように令和 4 年には、侮辱罪の厳罰化のほか、府条例の制定という動きがありました。

このように人権をめぐる新たな局面も生じており、今後の展望としては、新たな法整備への対応を含め、時代に即した施策の見直しを求められています。

(2) 人権施策の状況

この間、本市においては下記のような動きがありました。

平成 23 年(2011 年)	箕面市国際化指針策定
-----------------	------------

平成 25 年(2013 年)	小野原西地区に多文化交流センター開設、国際交流協会を移転
令和 2 年(2020 年)	箕面市女性活躍推進計画策定
令和 3 年(2021 年)	箕面市男女協働参画推進プラン改定
令和 5 年(2023 年)	箕面市犯罪被害者等支援条例施行、箕面市支援教育方針策定

また、市議会においては下記の意見書が採択されています。

平成 27 年(2015 年)	ハイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
平成 30 年(2018 年)	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
令和 3 年(2021 年)	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書
令和 4 年(2022 年)	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

第 2 節 箕面市人権のまち推進基本方針の評価と課題

箕面市の人権施策の基本方針は今回で 4 回目の策定となります。そこで、この間の課題とそれについての市の取組の実績、今後の課題などについて、整理しておきます。

(1)人権を尊重した業務遂行

①職員の人権研修

職員研修は総務部人事室において体系的に取り組まれています。各階層別、全職員を対象とした「人権セミナー」、各部局室における研修等を実施しています。人権セミナーは選択制で自主性尊重の良さもありますが、受講テーマが偏る可能性もあります。

②横断的推進体制及び総合調整部局の整備

人権課題の総合調整は人権文化部の役割です。全庁的な調整会議として「箕面市人権行政推進本部会議」（以下「本部会議」。資料・別図 1 参照）があるほか、個別課題ごとに「箕面市要保護児童対策協議会」「箕面市 DV 被害者支援ネットワーク会議」など多くの会議があります。

また、男女協働参画、国際化など個別計画ごとに進捗状況調査を実施しています。契約担当室においては、障害者やひとり親家庭の親など、いわゆる就職困難者の雇用・就労促進を目的とした、委託業務における総合評価落札方式（*7）を実施し、指定管理者の選定の際も、これに準じた形で評価してきました。

本部会議では実施事業の集約のほか、次年度以降に向けた調整が必要です。また、本部会議における、その他の庁内関連組織に関する情報共有も必要です。

(2)人権教育（学習）・人権啓発

人権文化部・生涯学習担当を中心に、平和・国際理解や環境・福祉も含め多様なテーマで、市民参加型の各種事業を実施しています。なお、人権文化センターは平成22年度(2010年度)から指定管理者において管理運営しています。

市民への学習機会の提供や、市民の主体的学習の支援については、箕面市人権啓発推進協議会(以下「人権協」。別図2参照)を代表例として「市民自らが主体となって市民啓発を推進する」というスタイルで進められてきており、市はこうした市民団体と協働し、市民活動を支援しています。民間団体との連携協力による内容や手法の豊富化も、萱野中央人権文化センター(らいとぴあ21)などで成果が上がっています。他の自治体においては、12月の人権週間行事を行政が実施する 경우가ほとんどですが、みのお市民人権フォーラムは市民実行委員会の主催で、市民が主導して行政は応援にまわる形で、36年続けられています。

また、若者の就労状況が厳しい中、「若者のための再学習・就労支援サービスブック」を発行しており、令和5年度(2023年度)には5訂版を配布する予定です。

家庭・学校・地域が連携する取組、体験参加型学習プログラムの発展、生活意識の変容と啓発とのリンクについては、学校教育などでは一定の取組があります。コロナ禍を契機としてオンライン方式の併用が普及したため、対面方式と各々の長所・短所を勘案しながら、今後の取組を進めることが求められています。

(3)人権相談

①相談体制の充実

②窓口体制の見直し

人権相談窓口は、人権施策室と人権文化センターに設置されています。人権施策室は国(法務省)による人権擁護委員制度の市における窓口であり、また、人権文化センターでは総合生活相談ネットワーク会議を設け、ケース検討会議も行っています。

児童虐待のように相談体制が確立しているものもありますが、広く人権に関わる相談体制を見ると、多重債務や自死対策などの横断的・複合的な課題も多いため、各種相談窓口との密接な連携が必要ですが、庁内での相談対応のフローは明確ではありません。また、国や府の管轄であって市では解決できないことも含まれ、さまざまなケースがあります。

③相談員の資質向上

資質向上に向けては、専門機関による研修や「窓口における障害者市民に対する配慮マニュアル」等が作成されていますが、相談員の資質向上を図るものを採り入れる必要があります。OJT(職場内訓練、実務を通じて指導する教育方法。On the Job Training)で職員のスキルアップを図るには限界があるほか、民間・地域団体との連携協力が必要です。そして、職員間の対応能力の平準化を図るため、一定のマニュアルが必要です。

④相談情報の共有体制

市民相談データベースが整備され、庁内でその共有は可能になっています。ただ、個別

の相談案件については関係部局と連携を図っていますが、相談業務の全体像については分析が不十分で、相談対応のノウハウの蓄積や共有化には至っていません。

そこで、平成27年、要連携生活相談システム（*8）を導入しましたが、その活用方策の検討が引き続き求められます。また、SNS相談という手法も、法務局、府、NPOなど、先行事例について研究が必要です。

⑤相談事業の広報充実

各種相談窓口については市広報で毎月案内するほか、市ホームページ等でも紹介を行っています。講座などイベントの際に相談ブースを設ける場合もあります。

今後とも、市ホームページ、SNSをはじめさまざまなメディアを活用した、効果的な広報が必要です。また、相談を類型化して、FAQのような形での情報提供も求められます。

⑥人権侵害・差別の法規制

⑦警告、氏名公表等の検討

⑧実効性ある相談システム検討

差別事象については、庁内集約をもとに対応しています。法規制や相談システムについては、大阪府市長会を通じ、国に対して実効性のある人権救済制度の確立を要望しています。

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など、個別課題ごとに法整備が進んできましたが、外国人市民や性的マイノリティに関するもののように整備途上の分野もあります。国・府の動向を見据えながら、自治体独自の方策について引き続き研究が必要です（詳しくは第5章を参照）。

(4)人権の視点での行政評価

既存の行政評価は本市に定着しましたが、人権行政にフィットする評価指標や評価項目づくりは困難で、人権の視点に立つ事業評価として確立したシステムは全国的になく、特に評価基準や方法についての検討が必要です。それには、企画調整部門である人権文化部が、まず市内の人権関連情報、実態の把握を進めるとともに、定期的に事業評価等を行うことで、市民と全庁職員が共通認識に立てるような取組が重要です。

現在、内部評価の役割を果たしているのは本部会議です。横断的ではあるものの権限のない調整機関という点で限界はありますが、下部組織の専門部会や人権行政研究会を含めて、階層別に人権意識の浸透、人権課題にまつわる調整を図っています。

本市の人権行政について外部評価の役割を果たしているのは、箕面市人権施策審議会です。部会やヒアリングの場を設けることで、機動的な運営を図ってきました。この審議会では人権行政に対する評価、提言その他を得られる貴重な機会であることから、今後もその意見を踏まえて人権行政をしっかりと進める実施体制を組むことが必要です。

第3章 地域社会における人権尊重への取組

市民自治は、市民が自ら意思決定を行い、まちづくりの主体となることであり、それは基本的人権の中核をなす事柄です。自治会をはじめとする地域社会で活動するさまざまな組織の運営についても、自主的で民主的なあり方が不可欠であり、人権尊重の観点から行われなければなりません。

ところで、人は自分の帰属する社会的位置によって見方が変わります。社会との関わりを自分ではなく例えば家族を通じた回路だけでも持っている場合もあります。そして、コミュニティとのつながりを阻む要因としてさまざまな人権課題があります。その解決には当事者自身のエネルギーが必要な現状であるほか、そのような当事者こそ社会的なつながりを求めています。

市は、関係部局との密な連携のもと、人権協の地区協議会などを通じて、差別のない人権尊重のまちづくりに向けた地域コミュニティづくりを進める必要があります。また、みのお市民活動センターという市民活動を支援する拠点もあり、萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）と各種団体との連携も参考事例として、今後も市民協働に取り組めます。

市民から提起された課題や提案に対しては、これまで人権文化センター、男女協働参画ルーム、市民活動センターなどで、さまざまな「市民持ち込み企画」が行われてきました。それらについてもより体系的・計画的に取り組めます。

第4章 人権行政を推進するために

第1節 人権尊重を基礎とした施策の遂行

1. 自治体行政を人権行政として推進

自治体行政は市民の基本的権利を確立・保障し、公共の福祉を実現する人権行政なので、人権文化部を人権のまちづくりを進める企画調整部門としてより明確に位置づけて各種施策を推進します。人権教育・啓発の事業部門としては、人権文化センターや生涯学習担当が今後も中心的に担います。

市民の権利課題の相談に対する権利保障・確立のためには、全庁的な連携による相談窓口へのバックアップ体制の整備が必要です。市民の様々な生活権利課題や要求に対して実効ある対応を進めるため、人権文化部と連携して課題解決に当たる職員として、本部会議の人権行政研究会を活用するなどして連携強化を図ります。

2. 人権意識の把握及び向上について

箕面市では、市民を対象とした「箕面市民の人権に関するアンケート調査」を昭和57年度(1982年度)から平成21年度(2009年度)までの間、5～6年毎に実施しており、これを

元にして人権施策や男女協働参画に関する方針や計画が立案されてきましたが、それ以降は調査を実施していません。人権意識調査については、従来の郵送法では回収率維持などに限界があるため、今後は手法を変える必要があります。

また、今後の「人権のまちづくり」推進のため、人権行政の担い手である市職員の人権意識が重要なので、その把握及び向上に努めます。職員の意識については、各種研修の際、事後のアンケートによって、効果測定とともに人権意識の把握を図っています。

職員研修については、人権について最低限の知識を得る研修と、担当業務の中から人権課題を掘り起こし、他部局と連携するなど政策立案能力を高める研修を、それぞれ進めます。

知識を得る研修としては、人権セミナーに多様なメニューがありますが、これだけに依存しないよう、悉皆と選択制をバランスよく取り入れ、各階層において万遍なく研修ができるよう調整します。なお、すでに人権セミナーなどの職員研修には、指定管理者も参加していますが、今後も引き続き委託事業者や指定管理者に対して、契約の際には人権研修を行うよう求めるなどの方策を講じます。

政策立案研修については、階層別の人権研修で一定取り組まれています。さらに人権研修で学んだことを職場に持ち帰って職場研修につながるしくみが必要です。このような観点から幹部職員向けを含めた研修のあり方を引き続き検討します。

3. 箕面市人権行政推進本部会議のあり方

本部会議のあり方、その取組は、人権行政を進める要となるものです。政策調整機能を果たせるよう、専門部会や人権行政研究会を活用することで機動的・効率的な運営に努めます。この本部会議における専門部会の開催要領は年度毎に定め、実施計画に当たるテーマやメンバーを決めて、具体的事業を進めます。

第2節 人権教育（学習）・啓発の推進

冒頭にふれた平成14年(2002年)策定の、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、(中略)より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせたりする要因となっていて、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。
(第2章 人権教育・啓発の現状 1. 人権を取り巻く情勢)

と述べています。権利主体としての自覚が薄い場合、自分自身に職業選択、居住・移転、結婚など様々な市民的自由の侵害や、福祉権、教育権、就労権などの市民的権利が制限されていても看過してしまう結果になるでしょう。また、根強い「世間的」文化の存在は、憲法第14条で禁止された、人種、信条、性別、社会的身分、門地などを根拠とした政治的・経済的・社会的関係における差別を温存していくことになるでしょう。

このような状況を解決していくために、今後の人権教育は、社会教育、道徳教育とも関連させながら、充実した市民権利教育として、体系的にそして多角的に取り組むことが求められます。

講座・イベントの広報、参加申込や意見聴取についてはネットの利用が進み、利便性が高まったものの、ネット利用の有無による情報格差が生じないよう配慮が必要です。

また、近年、指定管理者がそれぞれの独自性で運営するようになっており、講座・イベント情報のトータルな集約・調整が困難になったという課題があるため、人権文化部・生涯学習担当において検討が必要です。

また、学校教育や市民活動などを横断するような人権教育の視点の確立と推進が必要です。市民、地域団体との連携については、人権協において、人材バンクとして「ヒューマンネットワーク21」が設けられ、登録された市民講師を派遣するしくみがあります。

学校園所での人権教育については、この方針と並行して策定する予定の、新しい箕面市人権教育基本方針に基づき実施します。ライフステージに応じた生涯学習に関する機会の提供の充実や、自発的な学びの支援も、生涯学習指針や新しい人権教育基本方針に基づいて進めます。

第3節 人権相談

1. これからの相談体制

単独の相談窓口で対応できるケースと、関係機関・関係課とともに対応する必要があるケースを分けて、各種相談窓口の対応フローをより明確化します。フローにおける前後の担当課が密に連絡を取り合い、フォローアップを図ります。

DV、児童虐待に対する先行事例を参考として、相談事業の体系化を図り、市民相談の企画調整機能を高めます。

また、例えば、労働相談では事業者を監督する権限が市にないことから、所轄官庁への相談が必要であったり、他には、市の外郭団体や民間機関とつながることでもうまく解決できるケースもあります。

したがって、行政間の広域連携はもとより、個人情報保護を前提として、行政と一緒に地域が力を合わせて状況を変えられるよう、体制づくりを検討します。

超高齢社会と言われるこれからは、市役所における再任用職員の窓口配置のほか、人生経験が豊富で相談のノウハウをもつ市民、地域団体との連携も、人権協などを通じて進めます。

このほか、当事者支援も併せて認識する必要があるため、行政と交渉する当事者団体を

もたず、組織化されていない外国人などマイノリティの意見を反映するしくみづくりを検討します。

2. 相談員の役割

相談員の資質向上のため、それぞれの職員がスキルを身につけることはもちろん大切です。しかし、特定の個人だけに頼る体制ではなく、組織的にどの職員も同じ対応ができるよう、また複合した相談を抱えている場合は、それに気づき適切に対応できるよう、研修体制づくりを進めます。関係機関の連絡先など、窓口で最低限必要な知識は職場で共有できるよう、マニュアル化を図ります。

一方で、相談件数の多寡や担当業務の性格上、担当職員のノウハウ蓄積が難しい現状があります。まずは傾聴が大事ですが、コミュニケーションが困難な場合、主訴をつかむために相談者の話を整理する必要があるケース、最終的に相談者の自立に向けてどう支援すればよいか等、悩ましいケースが増えています。

他部局につなぐ際にも最適な部署につなぐためには、他部局の事業を知っているかどうかが鍵になるので、ルール化や事例の共有を含め学習の場づくりが必要です。

したがって、パーソナル・サポート・サービスが生活困窮者自立支援制度へ（*9）と進んできた経過なども踏まえながら、相談業務を軽んじない行政経営ができるよう、本部会議などの横断的組織による相談事例研究会の開催やケースワークの研修を行い、人権・福祉その他の部署で共有化できるよう検討します。

また、非正規労働者の相談員が、安心して働ける職場で、知識やスキルを活かせるように人身体制を整えることも必要です。

3. 相談事業の周知、及び施策への反映について

具体的に相談に対してどんな対応事例があるか、個人情報保護を前提として、概要だけでも市民の皆さんに伝えられるよう努めます。これによって、行政の守備範囲つまり本市の相談事業が取り扱えるエリア、本市への相談を通して可能な行政サービスなどの周知を図り、相談窓口がより使いやすくなるよう努めます。

そして単なる相談事例で終わらせず、まずは市民相談データベースを活用して人権課題を抽出するなど、相談業務の中で現れた課題を本部会議などの調整会議を中心に集約し、複合的な要因の分析も含め、今後の施策へと活かせるよう、体制づくりを進めます。その中で、最低限全庁で共有すべき情報の取り決めや、各窓口が個別にもつデータの活用方を研究します。

4. 青年層の相談（若者支援）について

子ども・若者については、子ども成長見守りシステム（*10）の活用などにより、あらゆる学校園所、所管の異なる高校・大学を含めて、必要な情報交換が途切れないようなくみづくりを進める必要があります。縦割りの行政サービスの「谷間」の問題が起きない

よう、今後も広い視野で支援体制を研究します。

大阪府総合相談交付金を活用して、総合生活相談・人権相談・就労相談・教育相談（進路選択支援）を実施している中で、指定管理者のNPOがアウトリーチにも取り組んでおり、本人以外の家族や知人からの相談にも応じています。若者がアクセスしやすいため、SNSが、周知広報のみならず相談にも活用され始めています。自死対策との関連もあり、教育委員会も含めて、どのような方策がよいか検討を続けます。

人権教育の項でも述べたように、若者の再学習・就労支援に関しては、ニート・ひきこもりのケースも多くなっており、職員や学校が相談対応のノウハウをもつために、「若者のための再学習支援サービスブック」の提供を引き続き行います。

5. 各種相談の総合窓口化

本市の場合、ワン・ストップ（総合窓口化。住民の利便性向上のため、関連する比較的定型的な複数の手続きを、一つの窓口を集約して行い、完結すること）で取り組む理念のもとにつくられた総合保健福祉センター（みのおライフプラザ）の中は、社会福祉協議会などを含めて連携できています。ただ、別の部署につなぐときは庁内なら案内をする、みのおライフプラザと本庁の間は地理的に距離があるので連絡を入れておくなどの形で、相談者に何度も同じ説明を求めるなど非効率にならないよう、きめ細かな対応に努めます。

また、相談者の市民にそれぞれ担当職員が付く同行制やワン・ストップ・サービス、来庁者があちこちの窓口に行くのではなく、例えば、受付職員が必要書類を集めて提供するしくみなどを検討します。

なお、人権文化センターは社会福祉法上の隣保館として、また、地域就労支援センターという位置づけから、各種相談を実施してきましたが、上記に述べたような課題があるので、指定管理者との連携により今後も充実に努めます。

6. 人権救済について

国においては平成13年(2001年)の「人権救済制度のあり方について」の答申に基づき、人権救済機関の整備等その具体化を図るため、人権擁護法の制定に向けた取組みが行われてきましたが、実現に至っていません。

国連人権理事会などでは、国内人権機関（人権委員会）の創設について、定期審査の度に毎回勧告されていますが、市として可能な施策については、法務省・人権擁護委員制度や、府の動きも含めて、引き続き今後の動向を見据えます。

第4節 人権の視点での行政評価

人権施策の内部評価のしくみとしては、先に述べたように本部会議の専門部会を活用し、年度毎にテーマを設定することで、年間の事業点検を行います。

また、委託や指定管理における総合評価落札方式については、契約検査室・人権施策室

の間で、女性活躍推進法の趣旨を含め、「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する近年の動きをどのように反映させるか検討を進めます。

一方、外部評価としては、人権施策審議会に随時、年間報告をすることで事業評価や政策提言を受けられるしくみを継続します。

なお、「人権白書」として質量共に網羅的に市内の人権状況を把握することは困難なため、平成23年度(2011年度)から「ヒューマン・ライツ・レポート」という形で、毎年テーマを決めて、関係団体への取材を中心とした冊子を、若手職員が編集してきました。

その目的は、①市民と職員が共通認識に立ってお互いの情報を共有すること、②人権文化部と各部局が連携して課題解決するための連携強化、職員の人権意識の把握及び資質向上、③活動成果としてできた資料を市民向け人権啓発に活用すること、です。このような取組を引き続き進めます。

人権侵害に関する実態把握としては、「差別的問い合わせ」について庁内で年度毎の情報集約をしていますが、新たな人権・男女協働に関する市民意識調査の実施に向けて、内容・手法を含めて検討を進める必要があります。

なお、今後の取組は、国際化指針、男女協働参画推進プラン、教育委員会で策定される人権教育基本方針など、他の方針や計画と連携して事業を進める必要があります(イメージ図参照)。

第5章 取り組むべき主要課題

本市は先に述べたように人権行政を進めてきましたが、今なおさまざまな人権課題があり、本市が今後も取り組むべきものには次のようなものがあります。(以下の順序は、本文中に出てくる国の「人権教育・啓発に関する基本計画」にほぼ従いました。)

1. 男女協働参画

人々の意識や行動だけでなく、社会慣行にも、ジェンダー(社会的・文化的性差)が根強く残っており、社会生活の中で女性が不利益を受けることは今もなお多くあります。また、このような状況は、男性にとっても生きやすい社会だとは言えません。

セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)、ストーカー行為(つきまとい)、ドメスティック・バイオレンス(配偶者などの親しい関係の者からの身体的・性的・精神的・経済的暴力)など、女性に対するさまざまな暴力を許さず、その予防と被害者救済への取組も引き続き必要です。

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)の「箕面市男女協働参画推進プラン」では、市の審議会等への女性参画の目標値を40%と掲げています。このプランに基づき、男女協働参画の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる地域社会づくりと男女協働参画社会の基盤となる人権の確立をめざします。

2. 子どもの人権

子どもは、権利主体として人権を尊重されるべきで、「児童の権利に関する条約」「子ども基本法」「子ども・子育て支援法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「箕面市子ども条例」などの関係法令・例規があります。

令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)の「第四次箕面市子どもプラン」にあるとおり、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、社会規範を守り協働することや、市と市民が「子どもは社会全体で育てる」という共通認識の下、協働して互いの役割を果たし合うことが必要です。

また、子育て家庭が抱える不安や悩みに対する専門的な支援や、負担感を軽減する支援を、身近な地域で提供する必要があると、いじめ、児童虐待、犯罪被害などについて保育所、幼稚園・学校と地域、行政の連携による子育て支援のネットワーク形成で、早期発見・早期対応などの取組を進めることが求められています。その他、ヤングケアラー(*11)についての取組も、近年、始まりつつあります。

人権教育及び人権保育の実施については、学校教育等の主体性・自立性を尊重しながら、現在改定作業中の新「箕面市人権教育基本方針」に基づき、また、社会教育の関係機関とも連携して、総合的に進めることが必要です。

3. 高齢者の人権

高齢化が急速に進むなか、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安全・安心に自立した生活ができる社会環境づくりは、重要な課題です。

一人暮らしや認知症の高齢者などが、財産や金銭をだまし取られたり、暴力や虐待を受けたりする事件が急増しています。また、高齢者の介護が長期化、重度化するなかで、介護者の高齢化や、多くの場合は家庭における介護者が女性であることなどの課題もあります。

本市においても、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)の「第8期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、成年後見制度をはじめ、各種制度を活用し、高齢者権利擁護施策の推進に努めています。今後策定する「第9期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(計画期間:令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))においても、高齢者権利擁護施策の推進を継続します。

4. 障害者の人権

平成26年度(2014年度)から令和5年度(2023年度)の「第3次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」(次期計画・要確認)では、「ノーマライゼーション」の理念を引き継ぐとともに、「誰もが排除されることなく、地域で共生するインクルーシブ社会の実現」と「自己選択・自己決定の尊重、意思決定の支援と、社会環境整備の推進」を基本目標としています。(*12)

特に、本市では、障害者市民に対する理解不足や差別意識から、社会福祉施設等の設置に対する反対運動が起こる「施設コンフリクト」（施設・地域間摩擦）が発生したという事例があります。これは、「ノーマライゼーション」及び「インクルーシブ社会」の考え方とは全く相反する偏見・差別から生じてくる事象であり、看過しがたい問題であることを、あらためて市として、再認識する必要があります。

また、「バリアフリー」という言葉はもともと、ハード面での障壁を解消するという狭い意味で用いられていましたが、近年は、障害者市民の社会参加を困難にしている制度面、意識等に存在するすべての障壁を除去することを意味していると捉えられるようになってきました。この広い意味での「バリアフリー」という考え方に立って、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が排除されることなく豊かに暮らすことのできる社会の実現をめざす必要があります。

次に、障害者市民の生活は、福祉、医療、教育、労働等あらゆる分野に関わり、乳幼児から高齢者に至るまでの全てのライフステージにわたることから、あらゆる分野、あらゆるライフステージにおいて、個々の障害に対応した適切な支援策が相互に連携し継続的に実施されなければなりません。

従来の個人（医学）モデルではなく社会（人権）モデル（*13）の考え方に基づく障害者差別解消法のポイントは、合理的配慮（*14）、環境整備、当事者との対話による推進とされています。なお、国連の障害者権利委員会からは2022年、総括所見により改善勧告を受けています。

5. 部落問題

国の同和対策は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年（2002年）3月末で失効したことで、対象地区を限って行なわれた特別対策は廃止されました。

この間、生活環境等の基盤整備が進み、心理的差別も解消の方向に進むなど、一定の成果を上げてきましたが、まだ、結婚・就職時の身元調査、住宅や土地購入の際に被差別部落を避けるなど、差別意識の解消は十分には進んでいません。また、教育課題や失業、不安定就労などの課題も残されています。

大阪府では以前から部落差別調査等規制等条例を施行してきましたが、平成19年（2007年）に発覚した差別につながる土地調査の事実を受け、平成23年（2011年）に条例を一部改正し、個人調査を行う「興信所・探偵社業者」に加えて、新たに「土地調査等」を行うものも規制対象にしました（なお、土地調査行為自体を制限するものではありません）。

また、ネット上での差別（またはそれを助長する）書き込みが問題化していることなどをを受けて平成28年（2016年）に部落差別解消推進法（*15）が制定されました。そこでは、部落差別が未だに存在するとの認識と、教育・相談・実態調査などについて定められました。

したがって、今後も人権文化センターでの事業をはじめ、人権教育・啓発などにより差別意識を払拭する取組を行うとともに、当事者の自立と自己実現の支援に努める必要があります。

6. 外国人の人権

外国人市民に対する就労・入居差別や国籍や民族の違いを理由に不利益を受けることなど、さまざまな課題が見受けられますが、国際化が進む中、異なったことばや習慣及び文化をもつ隣人どうしとして、互いの価値観、多様性を認め合い、人間として尊重しながら共生社会をつくることが求められています。

近年渡日した方は日本語の習得が十分でないため、生活に必要な情報を得にくいという課題があります。また、在日韓国・朝鮮人の方々については、歴史的背景の理解が不十分なことから生じる偏見と差別のほか、年金制度における不利益や、教育における不就学など制度的課題もあります。なお、NPO 団体との連携により市立病院での医療アクセス改善が図られていますので、このような先駆的な取組を今後も続けていく必要があります。

市内や周辺地域に大学や学術機関が多く立地することから、本市には、国籍で言えば80か国を超える多様な人々が暮らしています。この特性を活かしながら、今後も行政サービスと社会環境の整備、「ことばの壁」の解消、相談体制の充実、市政参画の促進、日本語学習の促進、渡日の子どもたちへの支援、小中学校での受入環境整備など、多文化共生社会の実現に向けた施策を実施する必要があります。

残念なことに、日本では2010年代前半にヘイトスピーチが蔓延しました。国際的イベントが予定される中で議論が高まり、「ヘイトスピーチ解消法」(*16)が制定されました。日本ではヘイトクライムの規定がないことから罰則はありません。

既に2012年、外国人登録法が廃止され、外国人市民にも住民票が作成されるようになりましたが、2018年には入管法（出入国管理及び難民認定法）が改正(*17)され、在留資格として「特定技能」が創設されるなど、事実上の移民政策として大きな変化がありました。

2023年にも入管法はさらに改正され、強制送還の規定などが論点になりました。また、人材育成や技術移転という技能実習の目的が実態と乖離していることや、難民認定が極端に少ないなどの問題についても、引き続き議論されています。

外国人受け入れのあり方の変化、多様な就業状況、外国人の子どもの不就学問題など、生活実態に即した施策の必要性が、今後一層求められます。なお、国連の自由権規約委員会は、2022年日本政府の報告書に対する総括所見として、改善勧告を出しています。

7. さまざまな人権

特に、新型コロナウイルス感染症については、医療機関・介護施設やその従事者、家族、学校関係者、勤務先への差別的な言動、職業・国籍・居住地を理由にした誹謗中傷、インターネットにおけるそれらの書き込み、個人情報を含む詳細な報道などが問題となりました。

ふりかえると、HIV感染者への差別など、感染症が広がるたびに、周囲の理解不足から差別や偏見が生まれてきました。救済が数十年にわたって遅れたハンセン病の元患者の場合、そのために長らく隔離政策がとられ、社会復帰を困難にしまったことを真摯に反

省せねばなりません。正しい知識の普及と、差別や偏見の解消を図るための啓発に努める必要があります。

また、性的マイノリティへの差別（*18）についても、国際イベントを契機に議論が高まり、府条例に基づく施策として「パートナーシップ宣誓証明制度」（*19）が始まりました。そして、令和5年（2023年）、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。

犯罪被害者については、見舞金支給を拡充するほか、カウンセリング、家事支援、一時保育、転居費・家賃助成などを盛り込んだ、箕面市犯罪被害者等支援条例を令和5年度（2023年度）から施行しました。国及び大阪府との適切な役割分担により、総合的な支援を進めます。

一方で、加害者への対応も必要です。これについては箕面市更生保護サポートセンターなどで取り組まれています。ただ、受刑者やDV加害者に対する更生プログラムの取組はモデル事業どまりであり、全国的には未整備の状態です。

その他にも、アイヌ施策推進法では、初めてアイヌの人々が先住民族と明記され、差別が禁止されるなど、さまざまな人権にかかわる課題があります。

これらの諸課題に通底するものとして、インターネットの普及という問題があります。これに伴う人権侵害・プライバシー侵害は「デジタル・タトゥー」（刺青のように、自己の不利益情報がネット上に残り続けること）といわれるように、取り返しがつかない甚大なものです。

科学技術の進展に伴っては遺伝子工学やAI利用などの問題もあります。社会が複雑化し急速な変革が押し寄せる中で、法整備が追いつかず、人権の視点からは科学技術を慎重にとらえ直す必要があります。これらは国レベルの対応になるため、その動向を注視しながらの対応が求められます。

資料

1. 箕面市人権のまち条例

平成 15 年 3 月 31 日条例第 29 号

改正 平成 31 年 3 月 27 日条例第 2 号

箕面市は、にんげんの街みのおを育てることを明らかにした「箕面市人権宣言」を採択しています。また、「箕面市まちづくり理念条例」において、まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進めると定めています。そして、人権の尊重は人類共通の願いです。

しかしながら、今もなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、疾病、障害があることなどによる様々な人権問題が存在するとともに、社会状況の変化などにより新たな人権問題が生じています。

また、人権は、個人の尊厳、一人ひとりの生き方を内包する幸福追求の権利であると考えられるなど、人権の考え方も変わってきています。私たち一人ひとりが人権について深く考え、その内実を豊かなものにすることが求められます。

私たちは、命の尊さや個人の尊厳が大切にされ、自らの努力で、より自由、平等で、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことをめざし、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、市及び市民の役割並びに施策の総合的な推進に関する必要な事項を定め、もって一人ひとりの人権を尊重するまちの実現を図ることを目的とする。

(市の役割)

第二条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点で施策を推進する。

(市民の役割)

第三条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努める。

(施策の総合的な推進)

第四条 市は、市民と協働し、人権を尊重するまちを実現する取組を進めるとともに、国及び大阪府と連携をとりながら、教育及び啓発活動の促進、相談体制の充実、人権救済その他の人権に関する施策を総合的に推進するよう努める。

(審議会)

第五条 第一条の目的を達成するため、箕面市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、人権を尊重するまちの実現を図るに当たり必要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するほか、市が策定する人権施策の基本方針に関することについて、市長に意見を申し出ることができる。

3 審議会は、委員十人以内で組織する。

4 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 市民
- 二 市内関係団体の代表者
- 三 学識経験者

- 5 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 一 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 二 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 8 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 一 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 二 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 審議会に専門的な事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
 - 一 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 二 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - 三 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 10 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第六条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(招集の特例)

- 2 会長及び副会長が委員の任期満了等により不在の場合における審議会の会議の招集は、市長が行うものとする。この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則（平成三一年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

2. 箕面市人権施策審議会・開催経過

No.	日付	案 件
令和3年度 第2回 (第3回中止)	11月26日	1) 男女協働参画推進プランについて 2) 人権のまち推進基本方針について 3) その他
令和4年度 1	6月29日	1) 人権のまち推進基本方針について 2) 犯罪被害者の支援について 3) その他
2	11月11日	1) 各委員へのヒアリング結果について 2) 犯罪被害者の支援について 3) その他

3	2月24日	1)「箕面市人権のまち推進基本方針」の改定について 2)「箕面市犯罪被害者等支援条例」案について 3) その他
令和5年度 1	5月26日	1)「箕面市人権のまち推進基本方針」の改定について 2) その他
2	7月21日	1)「箕面市人権のまち推進基本方針」の改定について 2) その他

3. 箕面市人権施策審議会・委員名簿（パブコメ時は省略）

任期：令和3年(2021年)8月25日～令和5年(2023年)8月24日

氏名	区分	所属等
山本 冬彦	第3号(学識経験者)	会長、関西大学文学部名誉教授
細見 三英子	第3号(学識経験者)	副会長、元産経新聞大阪本社編集委員
小野 順子	第3号(学識経験者)	弁護士
池谷 啓介	第2号(市内関係団体)	箕面市人権協会北芝地域協議会
石黒 恵津子	第2号(市内関係団体)	箕面市障害者市民施策推進協議会
門田 加奈	第2号(市内関係団体)	箕面市人権啓発推進協議会
若松 千恵	第2号(市内関係団体)	トッキの会(箕面市在住・在日韓国朝鮮人保護者会)
森本 涼子	第1号(市民)	公募
嶋田 幸音	第1号(市民)	公募
佐伯 路菜	第1号(市民)	公募

4. 箕面市人権行政推進本部会議設置要綱

(平成11年4月30日訓達第4号、最終改正・令和5年6月1日訓達第24号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕面市人権行政推進本部会議（以下「本部会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 「箕面市人権宣言」、「箕面市まちづくり理念条例」及び「箕面市人権のまち条例」を基本理念とし、人権文化の創造（市民の豊かな自己実現を可能にするような社会環境の醸成をいう。）を目指し、あらゆる人権に関する施策を総合的かつ円滑に推進するため、本部会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 人権施策に関する調査研究
- (2) 人権施策に関する基本方針や事業計画の策定
- (3) 人権施策に関する関係部局間の連絡調整や課題の協議
- (4) 箕面市人権施策審議会及び箕面市人権教育推進会議との連携

(5) 前各号に掲げるもののほか、人権施策の推進のため必要なこと。

(組織)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長が指名する副市長をもって充てる。

3 副本部長は、他の副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

5 本部長は、本部会議を総理し、必要に応じて本部会議を招集する。

6 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。この場合において、副市長をもって充てた副本部長、教育長をもって充てた副本部長の順序で、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 本部会議を円滑に運営するため、本部会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会長は、本部長及び副本部長が指名する者をもって充てる。

3 専門部会の部会員は、本部長及び副本部長が指名する部長をもって充てる。

4 専門部会の構成及び職務は、本部長及び副本部長が定める。

(幹事会)

第6条 本部員を補佐し、本部会議において決定された施策の円滑な実施を図るため、本部会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は人権文化部担当副部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会又は次条の課題別部会に、関係職員又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(課題別部会)

第7条 幹事会を円滑に運営するため、幹事会に次に掲げる課題別部会を置く。

(1) 部落問題部会

(2) 男女協働参画部会

(3) 国際化施策部会

(4) 障害者施策部会

(5) 人権教育部会

2 前項に掲げるもののほか、必要が生じたときは、本部会議に諮って新たに課題別部会を設置することができるものとする。

3 課題別部会の部会長は、幹事長が指名する。

4 課題別部会の部会員は、幹事長が指名する室長をもって充てる。

5 課題別部会の構成及び職務は、幹事長が定める。

(研究会)

第8条 人権施策の推進に必要な調査研究を行うため、幹事会に研究会を置くことができる。

2 研究会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 必要とする関係室等の中から幹事が推薦する職員

(2) 参加を希望する職員のうち、幹事長が指名する者

(庶務)

第9条 本部会議の庶務は、人権文化部人権施策室及び教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策室において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 (略)

別表第1 (第4条関係)

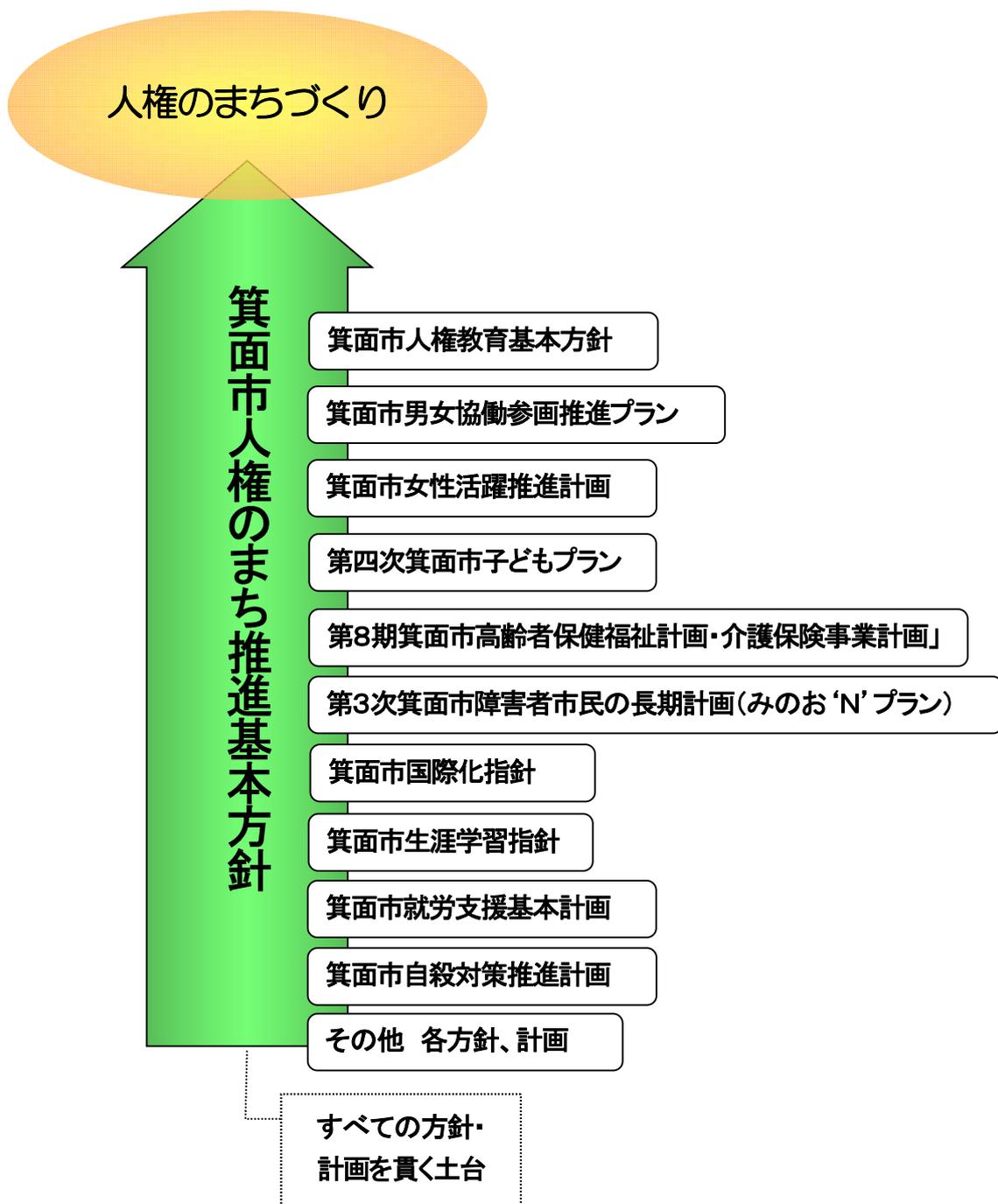
	補 職 名
1	市政統括監
2	総務部長
3	人権文化部長
4	市民部長
5	地域創造部長
6	健康福祉部長
7	みどりまちづくり部長
8	上下水道局長
9	ボートレース事業局長
10	教育委員会事務局副教育長
11	教育委員会事務局子ども未来創造局長
12	教育委員会事務局子ども未来創造局担当部長(子育て支援に関する事務並びに保育所及び幼稚園に関する事務を所掌する者に限る。)
13	教育委員会事務局子ども未来創造局担当部長(生涯学習施策に係る企画及び調整に関する事務を所掌する者に限る。)
14	市立病院事務局長
15	消防長

別表第2 (第6条関係)

	補 職 名
1	市政統括政策推進室長
2	総務部総務室長
3	総務部人事室長
4	人権文化部文化国際室長
5	人権文化部生涯学習・市民活動室長
6	人権文化部人権施策室長
7	市民部市民サービス政策室長
8	地域創造部箕面営業室長
9	健康福祉部健康福祉政策室長
10	健康福祉部生活援護室長
11	健康福祉部障害福祉室長
12	健康福祉部障害福祉室担当室長

13	健康福祉部高齢福祉室長
14	みどりまちづくり部まちづくり政策室長
15	みどりまちづくり部営繕室長
16	上下水道局経営企画室長
17	ボートレース事業局企画室長
18	教育委員会事務局子ども未来創造局教育政策室長
19	教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策室長
20	教育委員会事務局子ども未来創造局学校生活支援室長
21	教育委員会事務局子ども未来創造局青少年育成室長
22	教育委員会事務局子ども未来創造局学校教育室長
23	教育委員会事務局子ども未来創造局児童生徒指導室長
24	教育委員会事務局子ども未来創造局教育センター所長
25	教育委員会事務局子ども未来創造局子育て支援室長
26	教育委員会事務局子ども未来創造局保育幼稚園総務室長
27	教育委員会事務局子ども未来創造局子どもすこやか室長
28	教育委員会事務局子ども未来創造局児童相談支援センター長
29	教育委員会事務局子ども未来創造局文化国際室長
30	教育委員会事務局子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長
31	教育委員会事務局子ども未来創造局中央図書館長
32	市立病院事務局医療事務室長
33	消防本部消防総務室長

5. イメージ図



6. 別図

別図1 箕面市人権行政推進本部会議 構成図															
本部会議 (本部長：主管副市長、副本部長：〇〇副市長、教育長、本部員：関係部長)															
事務局：人権文化部人権施策室、教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策室															
<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2">専門部会 (必要に応じて設置)</td> </tr> </table>		専門部会 (必要に応じて設置)													
専門部会 (必要に応じて設置)															
幹事会 (幹事長：人権文化部担当副部長、幹事：関係室長)															
<table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2">課題別部会 (下記の部会は常設、必要に応じて新設)</td> </tr> <tr> <td>部落問題部会</td> <td>(事務局：人権文化部人権施策室)</td> </tr> <tr> <td>男女協働参画部会</td> <td>(事務局：人権文化部人権施策室)</td> </tr> <tr> <td>国際化施策部会</td> <td>(事務局：人権文化部文化国際室)</td> </tr> <tr> <td>障害者施策部会</td> <td>(事務局：健康福祉部障害福祉室)</td> </tr> <tr> <td>人権教育部会</td> <td>(事務局：教育委員会事務局 子ども未来創造局人権施策室)</td> </tr> <tr> <td>人権行政研究会</td> <td>(所属長推薦による関係室職員10名程度、原則として参事級以下、職種は問わない。)</td> </tr> </table>		課題別部会 (下記の部会は常設、必要に応じて新設)		部落問題部会	(事務局：人権文化部人権施策室)	男女協働参画部会	(事務局：人権文化部人権施策室)	国際化施策部会	(事務局：人権文化部文化国際室)	障害者施策部会	(事務局：健康福祉部障害福祉室)	人権教育部会	(事務局：教育委員会事務局 子ども未来創造局人権施策室)	人権行政研究会	(所属長推薦による関係室職員10名程度、原則として参事級以下、職種は問わない。)
課題別部会 (下記の部会は常設、必要に応じて新設)															
部落問題部会	(事務局：人権文化部人権施策室)														
男女協働参画部会	(事務局：人権文化部人権施策室)														
国際化施策部会	(事務局：人権文化部文化国際室)														
障害者施策部会	(事務局：健康福祉部障害福祉室)														
人権教育部会	(事務局：教育委員会事務局 子ども未来創造局人権施策室)														
人権行政研究会	(所属長推薦による関係室職員10名程度、原則として参事級以下、職種は問わない。)														
事務局：人権文化部人権施策室、教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策室															

別図2 箕面市人権啓発推進協議会 組織図



用語解説

1 ハーグ条約

この条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）は、国境を越えた子どもの不法な連れ去りや留置をめぐる紛争に対応するため、子どもを元の居住国に返還する手続や国境を越えた親子の面会交流のための締約国間の協力等について定めたもの。（外務省ホームページより）

2 人身取引議定書

国際組織犯罪防止条約（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約）を補足する「人身取引議定書」及び「密入国議定書」を併せて締結したもの。人身取引議定書（国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書）は、人身取引を防止し、これと戦うための協力を促進するため、国際的な法的枠組みを構築することを目的とした議定書であり、人身取引行為を犯罪とすることを締約国に義務付けた上で、人身取引の被害者の保護と送還、出入国管理に関する措置等について規定している。（外務省ホームページより）

3 選択議定書

国際人権条約に付属するもので、この障害者権利条約の選択議定書は個人通報制度のことで、同様に女性差別撤廃条約など他の条約にも、この個人通報制度に関する選択議定書がある。個人が国連の機関に直接訴えられる制度で、国内での救済ができないときに通報できるもの。8ページに記載したのは、女性差別撤廃条約の選択議定書について箕面市議会が批准するよう求めたもの。

4 持続可能な開発

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットから構成される。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓うものとされた。（外務省ホームページより）

5 ビジネスと人権に関する指導原則

2011年、国連人権理事会において、「人権デュー・ディリジェンス（Due Diligence）」（人権への影響を特定、防止、軽減し、その対処について責任を持つという一連の流れ）が定められ、2020年、日本政府は「ビジネスと人権に関する行動計画」（2020～2025年）を策定した。（経済産業省ホームページより）

6 施設コンフリクト

社会福祉施設などの新設に当たり、その存立が地域社会の強力な反対運動により頓挫したり、あるいはその同意と引きかえに大きな譲歩を余儀なくされたりする、施設と地

域の間での紛争状態をいう。

7 総合評価落札方式

従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と技術的評価や施策反映評価（福祉への配慮や環境への配慮）などの、「価格以外の要素」を総合的に評価する落札方式。

8 要連携生活相談システム

複合的な課題、複数の所管にまたがって対応が必要な相談案件について、総合的に問題解決を図るシステム。本市では、人の心身、生活の保護または支援を目的とする場合に、個人情報収集目的外利用や外部提供によって適切な情報連携ができる。

9 パーソナル・サポート・サービス、生活困窮者自立支援制度

パーソナル・サポート・サービスは、平成22年度（2010年度）から内閣府による3年間のモデル事業として実施されたもの。生活困窮者自立支援制度は平成25年度（2013年度）の生活困窮者自立促進支援モデル事業を経て平成27年度（2015年度）から法律が施行され、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置された。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、広く自立相談、住居確保給付金の支給、家計改善、就労訓練、子どもの学習・生活支援などを行っている。

10 子ども成長見守りシステム

子どもの貧困の連鎖を断ち切る目的で、乳幼児期から小中学校、高校まで切れ目なく一人ひとりの支援を早期から効果的に行うため、多様な情報を一元的に収集・分析し、定期的に見守り判定を行うもの。

11 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。（こども家庭庁ホームページより）

12 ノーマライゼーション、インクルーシブ社会

ノーマライゼーションは、国連の「国際障害者年行動計画」に示された考え方。「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前の社会である」「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」とされる。

インクルーシブ社会とは、障害者が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生するように、多様性を包摂した社会。したがって、障害者のみならず外国人などその他のマイノリテ

ィを含めた意味でも使われる。(みのおNプランからの引用に補足)

13 医学モデル・社会モデル

ICF（国際生活機能分類）によるもので、医学モデルは「障害は、個人の健康状態等から引き起こされる特性とする概念」、社会モデルは「障害は、社会環境等によって引き起こされるものとする概念」。両者の統合により、障害は、個人の特性と、個人が生活している全体的な背景の特性との間の相互作用によるものであるとした。

(みのおNプランからの引用)

14 合理的配慮

障害は社会的障壁による生活上の制限であるとする、社会モデルの考え方にに基づき、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くために行う環境整備等。(みのおNプランからの引用)

15 部落差別解消推進法

平成30年度（2018年度）の同法第6条に基づく調査結果によれば、実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっている。(法務省ホームページより)

16 ハイトスピーチ解消法

法律と共に、大阪府にはハイトスピーチ解消推進条例もある。法律は「本邦外出身者」を対象とするが、府条例は「人種・民族を理由とした言動」に対して禁止規定を設けた。いずれも罰則規定はない。

17 入管法改正

平成30年（2018年）の出入国管理及び難民認定法の改正では、新たな外国人材受入れのためとして、在留資格に「特定技能1号」「特定技能2号」が創設され、受入れのプロセスや、外国人に対する支援、受入れ機関や登録支援機関に関する規定が整備された。令和5年（2023年）の改正は、難民申請中などの外国人の強制送還に関わるもので議論を呼んでいる。

18 性的マイノリティ

国際的に使われる言葉としてSOGIがあり、これは、SO（Sexual Orientation 性的指向）とGI（Gender Identity 性自認）の頭文字である。

なお、LGBTとは、性的マイノリティの一部の人の総称であり、LGBTQなどともいわれる。性的指向の一部である、L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシャルと、性自認の一部であるT：トランスジェンダー、Q：クエスチョニングとは、自らの

性についてわからない、決めたくない人などを表す。

19 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に関する条例が施行されたのを受け、翌年から始まったもの。性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、府として公に証明する制度。

No.	P	現行基本方針本文（旧）	修正案（新）	備考
1	4	障害者の権利に関する条約については、日本は未締結ですが、関連法の整備など批准に向けた努力が続けられています。	障害者権利条約の締結に伴い、障害者差別解消法などの法整備が進められ、令和3年に改正され、合理的配慮は国や自治体のみならず、企業においても義務化されました。	なお、国連の権利委員会から今年改善勧告あり。
2	5	「人権教育のための国連10年」を受けて設定された「人権教育の世界プログラム」の第2段階が2010～2014年とされています。	2019年「人権教育のための世界計画：第4フェイズ行動計画」が国連人権理事会で日本も共同提案国となって採択されました。この第4フェイズ行動計画（2020～2024年）は「青少年のための人権教育」がテーマです。	ヒューライツ大阪などのサイトを参照。
3	5	平成22年(2010年)、ISO26000も発行され、企業の社会的責任（CSR）への関心も高まっています。	また、平成27年(2015年)からは、持続可能な開発目標（SDGs）持続可能な開発目標（SDGs）の取組が各分野で進められているほか、ビジネスと人権に関する指導原則への対応も始まっています。	同じく、ヒューライツ大阪などのサイトを参照。「ビジネスと人権に関する行動計画」「人権デュー・ディリジェンス」は、府人権施策推進基本方針でも言及されている。
4	6	なし	これらの背景として、情報技術の急速な進展、SNSの普及、AI技術の高度化などにより、社会のあり方、教育のあり方、人間どうしのつながりのあり方にも大きな変化が進行しつつあります。例えば、SNSの急速な普及は、人と人との交流を今までとは全く違ったレベルで推し進めることになりましたが、同時に多様性を認め合うのではなく、意見や価値観の違う人々たちによる社会の分断が進んでしまうという結果になりつつあります。 また、インターネット上では、AI（人工知能、Artificial Intelligence）による生成技術の展開も含めて、事実の確認できない情報が飛び交い、個人に対する悪質な誹謗・中傷が今まで以上に横行するようになりました。このような社会全体の変化をどのように読み解くのか、社会の分断を克服した未来をどのように見通すのか、喫緊の課題となっています。	審議会による付帯意見（意見具申）から引用、新規追加
5	6 16	平成21年(2010年)の箕面市民の人権に関するアンケート調査の報告では、（以下略）	令和3年度（2021年度）「箕面市市民満足度アンケート調査」では、約3割の市民が自他の人権が尊重されていないと感じた場面があったと回答しています。 令和2年（2020年度）の大阪府による「人権問題に関する府民意識調査」では、いずれの人権問題も認知度は前回の調査を上回っており、特に「性的マイノリティの人権問題」は、前回から30ポイント以上、向上しています。（中略） 人権侵害に関する実態把握としては、「差別的問い合わせ」について庁内で年度毎の情報集約をしています。新たな人権・男女協働に関する市民意識調査の実施に向けて、内容・手法を含めて検討を進める必要があります。	人権意識調査については、従来の郵送法では回収率維持などに限界があるため、今後は手法を変える必要あり。
6	8 15	・平成21年度(2009年度)には清掃業務委託において、障害者やひとり親家庭の親など、いわゆる就職困難者の雇用 ・就労促進を目的とした総合評価落札方式を試行実施しました。 ・今後も引き続き、委託業者や指定管理者に対して契約の際には人権研修を行うよう求めるなどの方策を講じます。	契約担当室においては、障害者やひとり親家庭の親など、いわゆる就職困難者の雇用・就労促進を目的とした、委託業務における総合評価落札方式を実施し、指定管理者の選定の際も、これに準じた形で評価してきました。 また、委託や指定管理における総合評価落札方式については、契約検査室・人権施策室の間で、女性活躍推進法の趣旨を含め、「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する近年の動きをどのように反映させるか検討を進めます。	契約検査室・人権施策室の間で、女性活躍推進法を含め、この間の動きをどのように反映させるか協議。

7	9 14	「窓口における障害者市民に対する配慮マニュアル」「DV被害者支援マニュアル」「子ども虐待防止マニュアル」等が作成されています。	資質向上に向けては、専門機関による研修や「窓口における障害者市民に対する配慮マニュアル」等が作成されていますが、相談員の資質向上を図るものを取り入れる必要があります。(中略)そして、職員間の対応能力の平準化を図るため、一定のマニュアルが必要です。特定の個人だけに頼る体制ではなく、組織的にどの職員も同じ対応ができるよう(中略)研修体制づくりを進めます。関係機関の連絡先など、窓口で最低限必要な知識は職場で共有できるよう、マニュアル化を図ります。	
8	9	・今日では多重債務や自殺対策などの横断的課題が出てきています。 ・相談全般について、市民相談の企画調整部門でノウハウの蓄積、共有化を図る必要があります。	市民相談データベースが整備され、庁内でその共有は可能になっています。ただ、個別の相談案件については関係部局と連携を図っていますが、相談業務の全体像については分析が不十分で、相談対応のノウハウの蓄積や共有化には至っていません。そこで、平成27年、要連携生活相談システムを導入しましたが、その活用方策の検討が引き続き求められます。	
9	12	・基本方針に基づく具体的事業の実施計画については、1~3年のスパンで年次的に定める必要があります。 ・年次的に重点テーマを決めて、アクションプランの設定も検討します。	人権行政推進本部会議における専門部会の開催要領は年度毎に定め、実施計画に当たるテーマやメンバーを決めて、具体的事業を進めます。	実施計画やアクションプランとしては設定していないため。
10	13	本部会議では、実施事業(講座イベント)の集約のみにとどめず、次年度以降に向けた調整が必要です。	講座・イベントの広報、参加申込や意見聴取についてはネットの利用が進み、利便性が高まったものの、ネット利用の有無による情報格差が生じないよう配慮が必要です。また、近年、指定管理者がそれぞれの独自性で運営するようになっており、講座・イベント情報のトータルな集約・調整が困難になったという課題があるため、人権文化部・生涯学習担当において検討が必要です。	文化・生涯学習推進本部会議における調整との関連。
11	13	人生経験が豊富で相談のノウハウをもつ市民、地域の団体との連携も研究します。	市民、地域団体との連携については、人権啓発推進協議会において、人材バンクとして「ヒューマンネットワーク21」が設けられ、登録された市民講師を派遣するしくみがあります。	
12	14	本部会議などの横断的組織による相談事例研究会を開催するほか、ケースワークの研修を人権・福祉その他の部署で共通化できるよう検討します。 ・相談における同行制などを検討します。 ・パーソナル・サポートについては今後、人権文化センターでの総合生活相談などを参考として、国の動向を見定めながら試行します。	パーソナル・サポート・サービスが生活困窮者自立支援制度へと進んできた経過なども踏まえながら、相談業務を軽んじない行政経営ができるよう、本部会議などの横断的組織による相談事例研究会の開催やケースワークの研修を行い、人権・福祉その他の部署で共有化できるよう検討します。	
13	14	市長部局の保育所や子育てなどの児童福祉部門と、幼稚園等の教育部門を所管する子ども部が教育委員会に設置され、児童福祉と小・中学校の連携がしやすくなりました。	子ども・若者については、子ども成長見守りシステムの活用などにより、あらゆる学校園所、所管の異なる高校・大学を含めて、必要な情報交換が途切れないようなくみづくりを進める必要があります。縦割りの行政サービスの「谷間」の問題が起きないように、今後も広い視野で支援体制を研究します。	
14	15	・青年の再学習・就労支援 ・若者の再学習・就労支援に関してはニート・ひきこもりのケースも多くなっており、職員や学校が相談対応のノウハウをもつために、「若者のための再学習・就労支援サービスブック」の活用を第一歩として進めます。	指定管理者のNPOがアウトリーチにも取り組んでおり、本人以外の家族や知人からの相談にも応じています。人権教育の項でも述べたように、若者の再学習・就労支援に関しては、ニート・ひきこもりのケースも多くなっており、職員や学校が相談対応のノウハウをもつために、「若者のための再学習支援サービスブック」の提供を引き続き行います。	

15	15	<p>新たな人権救済機関の設置については、平成22年(2010年)6月に法務省政務三役により、下記のような中間報告がされていますので、これらの動向を見据えながら慎重に検討します。</p>	<p>国連人権理事会などでは、国内人権機関(人権委員会)の創設について、定期審査の度に毎回勧告されていますが、市として可能な施策については、法務省・人権擁護委員制度や、府の動きも含めて、引き続き今後の動向を見据えます。</p>	<p>川崎市・国立市・三重県など自治体の動向は、最新のものを入れる。</p>
16	16	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権白書」も未着手の状態です。 ・まず、市内の人権関連情報、実態の把握をより進め、後述するような相談事業の結果公表などを、段階的に「人権白書」と呼べるものに近づけていくことが求められます。 ・また、定期的に事業評価、参考事例の紹介等を行い、市民と全庁職員が共通認識に立てるような取組が重要です。 	<p>なお、「人権白書」として質量共に網羅的に市内の人権状況を把握することは困難なため、平成23年度(2011年度)から「ヒューマン・ライツ・レポート」という形で、毎年テーマを決めて、関係団体への取材を中心とした冊子を、若手職員が編集してきました。</p> <p>その目的は、①市民と職員が共通認識に立ってお互いの情報を共有すること、②人権文化部と各部局が連携して課題解決のための連携強化、職員の人権意識の把握及び資質向上、③活動成果としてできた資料を市民向け人権啓発に活用すること、です。このような取組を引き続き進めます。</p>	
17	17	<p>社会参加が困難なのは、心身に障害があることが原因とは限らず、社会制度や人々の育った環境との関係によって困難性が変化するという、第1章第2節でもふれているICF(国際生活機能分類)の考え方を含め、今後「障害者の権利に関する条約」の批准を見据えた施策が必要です。</p>	<p>特に、本市では、障害者市民に対する理解不足や差別意識から、社会福祉施設等の設置に対する反対運動が起こる「施設コンフリクト」(施設・地域間摩擦)が発生したという事例があります。これは、「ノーマライゼーション」及び「インクルーシブ社会」の考え方とは全く相反する偏見・差別から生じてくる事象であり、看過しがたい問題であることを、あらためて市として、再認識する必要があります。(中略)</p> <p>従来の医学(個人)モデルではなく社会(人権)モデルの考え方に基づく障害者差別解消法のポイントは、合理的配慮、環境整備、当事者との対話による推進とされています。</p>	
18	18	<p>国の同和対策は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14年(2002年)3月末で失効したことで、対象地区を限って行なわれた特別対策は廃止されました。</p> <p>この間、生活環境等の基盤整備が進み、心理的差別も解消の方向に進むなど、一定の成果を上げてきましたが、まだ、結婚・就職時の身元調査、住宅や土地購入の際に被差別部落を避けるなど、差別意識の解消は十分には進んでいません。また、教育課題や失業、不安定就労などの課題も残されています。</p> <p>したがって、今後も人権文化センターなどでの相談事業や講座など、引き続き人権教育・啓発の取組や、当事者の自立と自己実現の支援に努める必要があります。</p>	<p>大阪府では以前から部落差別調査等規制等条例を施行してきましたが、平成19年(2007年)に発覚した差別につながる土地調査の事実を受け、平成23年(2011年)に条例を一部改正し、個人調査を行う「興信所・探偵事業者」に加えて、新たに「土地調査等」を行うものも規制対象にしました(なお、土地調査行為自体を制限するものではありません)。</p> <p>また、ネット上での差別(またはそれを助長する)書込みが問題化していることを受けて平成28年(2016年)に部落差別解消推進法が制定されました。そこでは、部落差別が未だに存在するとの認識と、教育・相談・実態調査などについて定められました。</p> <p>したがって、今後も人権文化センターでの事業をはじめ、人権教育・啓発などにより差別意識を払拭する取組を行うとともに、当事者の自立と自己実現の支援に努める必要があります。</p>	<p>現行分に追加</p>
19	19	<p>外国人登録の廃止を含む改正住民基本台帳法の施行が、平成24年(2012年)7月までに行われます。</p>	<p>既に2012年、外国人登録法が廃止され、外国人市民にも住民票が作成されるようになりましたが、2018年には入管法(出入国管理及び難民認定法)が改正され、在留資格として「特定技能」が創設されるなど、事実上の移民政策として大きな変化がありました。</p>	

20	19	<p>近年渡日した方は日本語の習得が十分でないため、生活に必要な情報を得にくいという課題があります。また、在日韓国・朝鮮人の方々については、歴史的背景の理解が不十分なことから生じる偏見と差別のほか、年金・教育など制度的課題もあります。なお、NPO団体との連携により市立病院での医療アクセス改善が図られていますので、このような先駆的な取組を今後も続けていく必要があります。</p> <p>市内や周辺地域に大学や学術機関が多く立地することから、本市には、国籍で言えば80か国を超える多様な人々が暮らしています。この特性を活かしながら、今後も行政サービスと社会環境の整備、「ことばの壁」の解消、相談体制の充実、市政参画の促進、日本語学習の促進、渡日の子どもたちへの支援、小中学校での受入環境整備など、多文化共生社会の実現に向けた施策を実施する必要があります。</p>	<p>残念なことに、日本では2010年代前半にハイトスピーチが蔓延しました。国際的イベントが予定される中で議論が高まり、「ハイトスピーチ解消法」が制定されました。日本ではハイトクライムの規定がないことから罰則はありません。</p> <p>既に2012年、外国人登録法が廃止され、外国人市民にも住民票が作成されるようになりましたが、2018年には入管法（出入国管理及び難民認定法）が改正され、在留資格として「特定技能」が創設されるなど、事実上の移民政策として大きな変化がありました。</p> <p>2023年にも入管法はさらに改正され、強制送還の規定などが論点になりました。また、人材育成や技術移転という技能実習の目的が実態と乖離していることや、難民認定が極端に少ないなどの問題についても、引き続き議論されています。</p>	現行分に追加
21	19 20	なし	<p>特に、新型コロナウイルス感染症については、医療機関・介護施設やその従事者、家族、学校関係者、勤務先への差別的な言動、職業・国籍・居住地を理由にした誹謗中傷、インターネットにおけるそれらの書き込み、個人情報を含む詳細な報道などが問題となりました。（中略）</p> <p>犯罪被害者については、見舞金支給を拡充するほか、カウンセリング、家事支援、一時保育、転居費・家賃助成などを盛り込んだ、箕面市犯罪被害者等支援条例を令和5年度(2023年度)から施行しました。国及び大阪府との適切な役割分担により、総合的な支援を進めます。</p>	新規追加
22	20	<p>性的指向、性同一性障害を理由とする差別、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者など、さまざまな人権にかかわる課題があります。</p>	<p>また、性的マイノリティへの差別についても、国際イベントを契機に議論が高まり、府条例に基づく施策として「パートナーシップ宣誓証明制度」が始まりました。そして、令和5年(2023年)、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。</p>	
23	20	<p>インターネットの普及に伴う人権侵害・プライバシー侵害、遺伝子工学など科学技術の進展に伴う課題もあります。社会が複雑化し急速な変革が押し寄せる中で、法整備が追いつかないこともあり、人権の視点からとらえ直す必要があります。これらについては、今後も国や府の動向を注視しながらの対応が必要です。</p>	<p>これらの諸課題に通底するものとして、インターネットの普及という問題があります。これに伴う人権侵害・プライバシー侵害は「デジタル・タトゥー」といわれるように、取り返しがつかない甚大なものです。</p> <p>科学技術の進展に伴っては遺伝子工学やAI利用などの問題もあります。社会が複雑化し急速な変革が押し寄せる中で、法整備が追いつかず、人権の視点からは科学技術を慎重にとらえ直す必要があります。これらは国レベルの対応になるため、その動向を注視しながらの対応が求められます。</p>	